

北九州歓迎割事業（実施要領）ver2

1 事業の目的

国及び県の観光需要喚起策（例：全国旅行支援、県民割など）に市独自で上乗せ支援を行うことにより、本市に宿泊する魅力を一層高め、新たに生まれる追加需要の本市への取り込みを目指すもの。

2 事業の内容

北九州市内に宿泊する観光客などに対して、国及び県の観光需要喚起策に上乗せし、市内の宿泊施設で利用できるクーポンを発行し、市内の宿泊需要を喚起するもの。

3 対象事業者

以下の条件を全て満たしている宿泊施設

（1）北九州市内で以下の営業を行っている施設

- 旅館業法上の営業許可を受けた旅館・ホテル、簡易宿所
- 住宅宿泊事業法の届出をしている住宅、国家戦略特別区域法の認定を受けた施設
（ただし国及び地方公共団体が管理運営する施設、研修施設又は福利厚生施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行う施設を除く）

（2）市税を滞納していないこと。

（3）福岡県の「感染防止宣言ステッカー」を掲示していること。

4 事業参加の条件

（1）国及び県の観光需要喚起策にかかる事業に参加していること。

（2）利用者に対し、国及び県の観光需要喚起策にかかる事業と同様に、利用者全員の予防接種済証等（ワクチンを3回接種済であるもの）または検査結果通知書（有効期限内のもので検査結果が陰性のもの）の確認を行うこと。

（3）利用者に対し、クーポンへの署名を依頼し、受け取ることができること。

（4）対象となる旅行商品の販売などにあたっては、自社ホームページ、各種オンライントラベルサイト、チラシ等に、『北九州歓迎割』対象プラン』『北九州歓迎割』クーポン付き』など、本事業に参加していることが分かるよう、可能な範囲で表記すること。

（5）新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに伴い、本事業のクーポンの取り扱いの変更（条件付き販売、販売の停止など）の可能性のあることを理解し、協力できること。

5 実施期間

(1) クーポン配付期間

令和4年11月1日から年12月21日チェックアウト分まで

(2) クーポン利用期間

令和4年11月1日から令和5年1月31日まで

6 参加申込手続きについて

(1) 参加申込期間

令和4年10月6日～10月14日

(2) 申請書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 暴力団排除に係る身分照会同意書（様式第1号の2）

ウ 市税に滞納がないことの証明（発行日から3ヶ月以内のもの、写し可）

(3) 問合せ・申請書類提出先

北九州歓迎割事業事務局（株日本旅行）

〒802-0001

北九州市小倉北区浅野1丁目1-1 新幹線西オフィス

日本旅行内 『北九州歓迎割事業事務局』

電子メール：kitakyushu_kangeiwari@nta.co.jp

電話：050-8881-6357

（受付時間：9:00～17:00※土日祝日・年末年始を除く）

7 クーボンの取扱い

(1) クーポン配付事業者

ア 注意事項

(ア) 宿泊料金に応じてクーポンを以下の通りチェックイン時に利用者へ配付する。

宿泊料金（1人泊あたり・税サ込）	クーポン（金額）	クーポン配布枚数
11,000円以上	3,000円	1,000円×3枚
9,000円以上11,000円未満	2,000円	1,000円×2枚
2,000円以上9,000円未満	1,000円	1,000円×1枚
宿泊以外のサービスがセットになった旅行商品（交通付含む）	宿泊施設ごとに配付枚数を決定	

(イ) クーボンの盗難、紛失、滅失または偽造、変造、模造等に対して、北九州市国内観光客等誘致促進協議会（以下、「協議会」という。）は責任を負わない。

(ウ) 利用者（宿泊者）にクーポンを配付する際に、クーポンのおもて面に、利用者氏名に署名するよう促すこと。

(エ) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。

(2) クーポン使用（受領）事業者

ア 注意事項

- (ア) クーポンは、本事業参加施設内における宿泊料金、飲食、おみやげなどの購入に使用できる。
- (イ) クーポンの有効期限は、対象宿泊施設でのチェックイン日から令和5年1月31日まで。
- (ウ) 本事業の実施期間中であれば宿泊した施設以外の参加施設でも使用できる。
- (エ) クーポンの使用時におもて面の利用者氏名を自署していることを確認する。
- (オ) お釣りは出ない。
- (カ) クーポンを使用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金はない。
- (キ) クーポンの盗難、紛失、滅失または偽造、変造、模造等に対して、協議会は責任を負わない。
- (ク) クーポンと現金との交換は禁止する。
- (ケ) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。

イ クーポンの利用対象にならないもの

- (ア) 換金性が高く、譲渡が容易な金券類（例：クオカード、商品券等）
- (イ) その他クーポンの発行趣旨にそぐわないもの

(3) 利用者（宿泊者）

ア 注意事項

- (ア) クーポンは、本事業参加施設内における宿泊料金、飲食、おみやげなどの購入に使用できる。
- (イ) クーポンの有効期限は、対象宿泊施設でのチェックイン日から令和5年1月31日まで。
- (ウ) お釣りは出ない。
- (エ) クーポンを使用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金はない。
- (オ) クーポンの盗難、紛失、滅失または偽造、変造、模造等に対して、協議会は責任を負わない。
- (カ) クーポンの払い戻しや交換、再発行はない。
- (キ) クーポンと現金との交換は禁止する。
- (ク) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。

イ クーポンの使用対象にならないもの

- (ア) 換金性が高く、譲渡が容易な金券類（例：クオカード、商品券等）
- (イ) その他クーポンの発行趣旨にそぐわないもの

8 クーポンの配付について

- (1) 提出された申請書類をもとに、協議会において審査の上、各施設へのクーポンの配付枚数等を決定する。
- (2) 国及び県の観光需要喚起策が延長されるなどの場合、クーポンの追加配付を行うことがある。
なお、追加配付は、初回の実績報告の内容に基づいて行う。

※配付枚数及び配付日程は別途通知。

9 クーポン換金・実績報告について

- (1) 本事業に参加する市内宿泊施設は、事業実施期間中、1ヶ月ごとに、使用済みクーポン及び所定の報告書等を事務局に提出すること。
- (2) 協議会は、上記の申請内容を審査の上、助成額を決定し、「北九州歓迎割事業交付確定通知書（様式第4号）」を送付し、その後、原則請求日から1ヶ月以内に指定口座に振り込む。

10 その他

- (1) 次に掲げる宿泊施設は、助成の対象としない。なお、助成金振込み後に次に掲げる事実が判明した場合は、助成額の確定通知を取り消すとともに、宿泊施設は速やかに助成額総額を全額返還すること。
 - ・暴力団員が役員となっている施設
 - ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する施設
- (2) 宿泊施設が次に掲げる事項のいずれかに該当すると協議会が認めた場合は、助成額の確定通知を取り消すとともに、宿泊施設は速やかに助成額総額を全額返還すること。
 - ・事業の実施にあたり、不正の行為があったとき
 - ・事業の実施が著しく不適當若しくは不誠実であることが明らかなき
 - ・事務局に対し、不法行為（故意又は重大な過失によるものに限る）を行ったとき

■実施要領改訂履歴

改訂年月日	改訂の内容
R4.10.6	発行
R4.10.17	【7-(1)-ア-(ア)】 パック旅行商品のクーポン配付枚数の更新